

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 1 月定例会 )

平成27年1月22日(木曜日)午後3時、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(第1委員会室)に招集した。

1 出席委員は、16名でその氏名は次のとおりである。

1 番 鈴 木 克 己	2 番 中 村 東 雄	3 番 長谷川 武 久
4 番 岩 瀬 和 巳	5 番 長 田 晴 夫	6 番 水 野 金 尋
7 番 藤 江 義 博	8 番 鎌 田 正 敏	9 番 元 吉 博 嗣
10 番 土 屋 元	11 番 竹 下 和 夫	12 番 佐 近 茂
13 番 西 川 知 子	14 番 数 金 清 美	15 番 吉 野 勇 孝
16 番 末 吉 修 一		

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中 村 泰 輔      書記 市 東 義 之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

第3 その他

○会長（末吉修一委員） 年明け1回目の定例会ということで、皆様明けましておめでとうございます。

本年もよろしくどうぞお願いします。

また、本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会1月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、水野金尋委員及び藤江義博委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は市野郷の畑、495平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲渡人は、相続により取得したが耕作できないので売り渡したいとし、譲受人は、農業経営の規模拡大のため取得したいとして申請がなされたものです。

申請位置ですが、県道勝浦布施大原線市野郷交差点から●●側約●●●メートルの地点となります。

2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は市野川の田畑、延べ2,684平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲渡人は、老齢で老人ホームに入居しており、耕作が困難であるため売り渡したいとし、譲受人は、農地の規模を拡大し農業経営の安定を図るため取得したいとして申請がなされたものです。

申請位置ですが、県道勝浦布施大原線小湊バス折返し場から●側約●●●メートルと市野川集会所やまびこから●側約●●●メートルの2地点となります。

3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は市野川の畑3筆、延べ1,397平方メートル、売買による所有

権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲渡人は、老齢で老人ホームに入居しており、耕作が困難であるため売り渡したいとし、譲受人は、農地の規模を拡大し農業経営の安定を図るため取得したいとして申請がなされたものです。

申請位置ですが、市野川集会所やまびこから●側約●●●メートルの地点となります。  
4ページをご覧ください。

申請番号4番、申請地は市野川の田5筆、延べ10,047平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲渡人は、老齢で老人ホームに入居しており、耕作が困難であるため売り渡したいとし、譲受人は、新規に農業経営を行うため取得したいとして申請がなされたものです。

申請位置ですが、市野川集会所やまびこから●側約●●●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

地区担当委員の補足説明でございますが、申請番号1番から4番につきまして、私が担当となりますので補足説明をさせていただきます。

まず、申請番号1番でございます。

この申請につきましては、昨年の段階で申請相談がありまして、私の方にも話があったんですけど、現場確認等していく中で少し気になることがあったので、それについて確認をしました。

現在所有している農地についての耕作状況がどうであるかという所ですけど、その辺につきまして本人と申しますか、申請者の父親に問い合わせをしたところ、その件については状況が整い次第作付けをするということで作付け誓約書を提出してもらっております。

これについては、特に誓約をしたということで問題ないと思います。

現在の状況ですが、所有している農地はまだ耕作をされているところではありません。

今回求めるところは、その耕作をしていない土地の隣地ということで申請が出ております。

この売渡人につきましては、申請地の近くで生まれ育ったわけですが、その近くに売渡人のお兄さんが住んでおられて、このお兄さん夫婦が亡くなりまして、後を継ぐ人がいないということで妹さんがこの土地を相続したということになります。

しかし、売渡人が農業をやっておられないので耕作が出来ないという状況がありまして、それではということで隣地であります磯野さんの方で買うような状況になったということでした。

状況を勘案いたしまして特に問題ないと考えております。

申請番号1番についてはそういう状況でございます。

続きまして2番の説明をさせていただきます。

申請番号2番、3番、4番の3つの申請につきましては、譲渡人の方はいずれも同じ方でございます。

この方は、80過ぎて高齢でございます、奥さんは入院中です。

お子さんがいらっしゃらないということで、現在老人ホームに入居しております。

まず、2番の申請でございますけど、譲受人は分家になるようですけど、売渡人の土地が近隣にありますので、そちらを子供さんがいないので手放すことになったけれどということで、3番の譲受人も含めて、分家した親戚同士で土地を所有しておけば外部の方の手に渡らないで済むのではないのかということで、すべて家の近くの土地であるので購入したいということでございます。

4番につきましてですけど、売渡人については、先ほどの同じ人ですけど、譲受人は現在、東京の方で設計事務所を開いてかなり大きく事業を展開しているようですけど、元々市野川の出身で、自身の親の田んぼの隣地に今回の申請地があるということで、十数年前から夏になると弟と一緒に田をやっているという状況で、今回、市野川に住所を移しまして、農地を取得して農業をやりたいとのことでした。

以上4件の補足になりますけど、私の考えといたしまして特に問題は無いのかなと思っております。以上でございます。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、竹下委員。

○11番（竹下和夫委員） 申請番号3番の経営の実態を見たんですが、●●●●●さんは65歳ではないのかなと思いますが、55歳では若いと思いますが。

○会長（末吉修一委員） 事務局の確認で、指摘のあったとおりということでございます。

その他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、申請番号2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、申請番号3番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、申請番号4番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の5ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、浜行川台宿組入地他の田畑4筆、延べ2,155平方メートル、太陽光発電施設に転用するため使用貸借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、3区画でパネル数375枚、発電量92.3キロワットです。

転用の時期は、平成27年3月1日から平成27年4月30日で、資金計画は自己資金

によるもので、通帳の写しにより確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、農地を借り自然に優しい太陽光発電施設を設置したいとし、貸付人は、年をとり耕作できなくなったため貸し付けたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、興津小学校から●側に約●●●キロメートルの地点となります。6ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、浜行川の畑、1,223平方メートル、太陽光発電施設に転用するため賃貸借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数200枚、発電量49.5キロワットです。

転用の時期は、平成27年3月1日から平成27年4月30日で、資金計画は自己資金によるもので、通帳の写しにより確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、農地を借り自然に優しい太陽光発電施設を設置したいとし、貸付人は、高齢となり畑として耕作ができなくなったため貸し付けたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、興津小学校から●側に約●●●キロメートルの地点となります。以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番及び2番につきまして、吉野勇孝委員をお願いします。

○15番（吉野勇孝委員） 申請番号1番と2番について、一緒に補足説明させていただきます。

申請の概要は事務局の説明とおりでございます。

1月17日に現地調査を行い、●●さんとお会いしました。

申請地は、すべての土地について管理がなされておりました。

申請義務者の●●さん、●●さんともに、現在、ほとんど農業の方はやっていません。

申請地の管理も大変で、なにかしらの有効活用を考えていたところ、●●さんの娘婿の●●さんが太陽光発電事業をもっと広げてやるということで土地を探していると申し出があったので、申請地を事業用地として利用するため申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障がなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

整地についてもほとんど手が掛からないことから、転用の実現性は確実であると認められます。

皆様の結果、許可相当としてご判断のほどよろしくをお願いします。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。  
ご質疑ございませんか。  
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 会長（末吉修一委員） ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。  
これより議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。  
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙  
手願います。

(挙手全員)

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。  
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いた  
しました。

- 会長（末吉修一委員） 次に申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当と  
することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。  
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いた  
しました。

- 会長（末吉修一委員） 次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とい  
たします。

なお、申請番号4番から10番については、除斥委員該当事案となりますので、申請番  
号1番から3番を先に審議する事といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

- 事務局長（中村泰輔） ご説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条  
により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年1月7  
日付けで決定を求められるものです。

このたびの1月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画10件、38,666平方メー

トルです。

資料の7ページをご覧ください。

申請番号1番、松野の田2, 023平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号2番、松野の田1, 998平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号3番、松野の田2筆、延べ2, 479平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。

以上で申請番号1番から3番の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号1番から3番を採決いたします。

申請番号1番から3番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に申請番号4番及び5番について審議致します。

●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（●●委員退席）



○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。  
申請番号4番及び5番について事務局より説明を求めます。  
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、申請番号4番及び5番についてご説明申し上げます。  
資料の10ページをご覧ください。  
申請番号4番、上野の田5筆、延べ5，306平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。  
11ページをご覧ください。  
申請番号5番、上野の田4筆、延べ3，158平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。  
ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

○会長（末吉修一委員） これより議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号4番及び5番を採決いたします。  
申請番号4番及び5番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。  
ここで●●委員の除斥を解きたいと思えます。  
暫時休憩いたします。

（●●委員着席）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開いたします。  
申請番号4番及び5番につきましては原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に申請番号6番から10番について審議致します。  
●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。  
暫時休憩いたします。

（●●委員退席）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。  
申請番号6番から10番について事務局より説明を求めます。  
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、申請番号6番から10番についてご説明申し上げます。  
資料の12ページをご覧ください。  
申請番号6番、南山田の田4筆、延べ6, 578平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。  
13ページをご覧ください。  
申請番号7番、南山田の田2筆、延べ3, 675平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。  
14ページをご覧ください。  
申請番号8番、南山田の田3, 893平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。  
15ページをご覧ください。  
申請番号9番、荒川の田2筆、延べ4, 537平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。  
16ページをご覧ください。  
申請番号10番、南山田の田2筆、延べ5, 019平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年1月26日から5ヶ年の新規設定です。  
以上で申請番号6番から10番の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。  
ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

○会長（末吉修一委員） これより議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号6番から10番を採決いたします。  
申請番号6番から10番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。  
ここで●●委員の除斥を解きたいと思います。  
暫時休憩いたします。

(●●委員着席)

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開いたします。  
申請番号6番から10番につきましては原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第4号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請についてを議題といたします。  
事務局より説明を求めます。  
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。  
本件は、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、平成27年1月10日までに申請を受理した申請書について、記載されている者が選挙権を有する者であるか審査をし、意見を附して勝浦市選挙管理委員会に送付しようとするものです。  
今回の申請対象世帯数は、全体で983世帯を対象といたしまして、実際に申請があった世帯は、807世帯となります。  
以上で、議案第4号農業委員会委員選挙人名簿登載申請についての説明を終わります。

- 会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。  
各担当地区の申請書について、審査を行っていただくため暫時休憩とします。  
再開は、午後4時といたします。

（各担当委員審査）

- 会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。  
審査の結果について、事務局より報告を求めます。  
中村事務局長。
- 事務局長（中村泰輔） 審査ありがとうございました。  
審査の結果につきましては、変更なしとのことでありましたので、原案のとおりとさせていただきます。
- 会長（末吉修一委員） ただ今の、事務局の報告について何かご質問等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 会長（末吉修一委員） よろしいですか。  
これより議案第4号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり意見を附することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり意見を附し勝浦市選挙管理委員会へ送致いたします。
- 会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、その他でございます。  
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 会長（末吉修一委員） ご発言が無いようですので、これをもって日程第3、その他を終わります。  
以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。  
これをもって、平成27年勝浦市農業委員会1月定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後4時10分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成27年1月22日

勝浦市農業委員会会長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---